

～ 成年後見制度利用促進事業～

成年後見制度のご利用について

知っていますか？ 『成年後見制度』

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が、安心して日常生活を送ることができるよう、契約や財産の管理などに関して必要な支援を行い、本人の権利や利益を擁護する「成年後見制度」について、ご本人やご家族、関係機関などからの相談をお受けします。

このようなお困りごとはありませんか？

物忘れて毎日の暮らしに必要なお金の管理に不安がある。

身寄りがないから施設への入所や入院をひとりで行えるか不安。

言われるままに契約し、解約できなくて支払いに困っている。

金融機関から相続手続きのため後見制度の利用を勧められた。

認知症の親の代わりに親名義の財産を処分しないといけない。

親として障害のある子をのこして先に逝くのはとても不安だ…。

まずはご相談ください！

令和4年4月より、成年後見制度の利用をお考えの方への相談窓口を開設しました。上記のようなお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

〔開所日時：平日（月～金） 8:30～17:15〕

◆お問い合わせ先◆

くらし自立応援センターいわくに

TEL：0827-24-2571